

茂福高 第369号
令和6年10月10日

茂原市監査委員 風戸 博恭 様
茂原市監査委員 細谷 菜穂子 様

茂原市長 市原 淳

監査結果に対する措置通知書

地方自治法第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じたので、通知いたします。

(対 令和5年12月15日付け茂監第68号)

福祉部		高齢者支援課
監 査 結 果		
・介護給付費準備基金の管理運用にあたっては、既成概念にとらわれることなく、確実かつ有利な方法を積極的に検討されたい。		
措 置 内 容		
介護給付費準備基金は、これまで定期預金でのみ運用してきたが、監査の指摘を受け検討した結果、第9期計画の3年間で取崩しを予定しない2億円について、償還期間が2年間の東日本高速道路株式会社の社債を購入し、運用することとした。 当該社債は、信用格付会社による格付が日本国債と同等で安全性が高く、利率が年0.439%と、定期預金の利率年0.025%に比べて有利であることから選定した。 今後も基金の運用にあたっては、確実かつ有利な方法の調査・研究に努力していく。		